

第1章 基本的な考え方

1 第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画策定の背景

世界では、地域紛争や飢饉、貧困、地球温暖化などによる環境破壊等の多くの地球規模の問題を抱えており、近年には金融危機に伴う世界不況の様相を呈しながらも、国境を越えて政治、経済、社会、文化等多方面にわたり相互に協力し合い、平和的共存に向けた努力が続けられています。

世界人権宣言（1948年第3回国連総会で採択）第2条には、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と謳われています。

日本国憲法においても、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」こと、「国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求権は最大限尊重される」こと、「国民は法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されない」ことなどが謳われています。それは、「人権」が、人が人らしく生きていくために生まれながらにして持っている基本的権利、すなわち、人類普遍の原理であるからに他なりません。

本市では、市民憲章で「人間を尊重する住みよいまちをきずきます」と謳い、生涯学習基本構想において、人権教育を生涯学習の中に位置付け、これを受けて「人権を尊重し、互いに支えあうあたたかい地域社会の実現」をめざした「生涯学習都市」を宣言しました。

また、岐阜市総合計画（ぎふ躍動プラン・21）基本計画2008において、将来都市像として「安心して暮らせる都市」の実現を目指し、政策大綱において「心安らかに暮らそう計画」を掲げ、その中で「人権を尊重するまちづくり」を提唱しています。

しかし、今日、依然として私たちの身の回りにおいては、生まれや社会的身分による差別、人種・信条・性別による差別、その他の人権侵害が発生しており、また、国際化、少子高齢化、情報化の進展に伴い、新たな人権に関する課題の発生も見られるようになってきています。

そこで、一人ひとりの人権が真に尊重されるまちを築くために、市政の重要な柱の一つとして、人権教育及び啓発を総合的・計画的に実践していくことは、極めて重要です。

このため、社会の変化に対応しながら、庁内各部局が人権教育・啓発推進の具体化に向けて市民と協働して取り組むため、これまでの岐阜市人権教育行動計画の実施施策を引き継ぎつつ、総合的に計画の見直しを行い、「第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定することとなりました。

2 国内外の動き

(1) 人権擁護施策推進法の施行と人権教育・啓発推進についての答申

同和対策関係特別法が期限切れを迎え、1997（H9）年3月、人権擁護施策に関する国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備するべく、新たに、「人権擁護施策推進法」（5年間の時限立法）が制定・施行されました。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会は、1999（H11）年7月、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発の推進について」答申を行いました。

(2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定と基本計画の公表

2000（H12）年12月、人権教育・啓発に関する施策の推進及び人権尊重の精神の涵養が、国、地方公共団体、国民の責務であるとする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。これにより、地方公共団体においては、地域の実情を踏まえた施策の策定・実施が責務となり、また、この法律の第7条の規定に基づき、2002（H14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、人権教育・啓発の基本計画の策定と実施が地方行政の重要な課題となりました。さらに、学校教育において、人権についての知的理解を深めると共に人権感覚を十分に身に付けることを目指して、2004（H16）年に「人権教育の在り方について〔第1次とりまとめ〕」が公表され、次いで、2006（H18）年に〔第2次とりまとめ〕、さらに、2009（H21）年に〔第3次取りまとめ〕が公表されるに至りました。

(3) 「人権教育のための世界計画」の開始

国連においては、「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）の期限切れに伴い、2004（H16）年の国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承するため、2005（H18）年から「人権教育のための世界計画」を開始しました。第1フェーズを「初等中等教育における人権教育」に焦点を当てて、3年間取り組むことが決定され、第1フェーズについては、その期間を2年間延長することとされました。

その後、2010（H22）年からは第2フェーズに移行し、第2段階の焦点を「高等教育のための人権教育ならびにあらゆるレベルの教員と教育者、公務員、法執行官、軍関係者のための人権研修」とすることが了承され、世界各国において、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

(4) 「人権に関する市民意識調査」の実施

2009（H21）年7月、岐阜市は、人権教育を総合的、計画的に取り組んでいくための方策をさぐるため、13の人権重要課題に関する項目を中心に、「第6回人権に関する市民意識調査」を、3,000人の市民を対象に実施しました。

3 用語の定義

行動計画の中で使用している人権の用語については、次のとおり定義しています。

「人権教育」とは・・・

さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動のことです。

「人権啓発」とは・・・

あらゆる市民が人権感覚を高め、人権尊重の精神をはぐくむことを目的として、生涯を通して行われる広報その他の啓発活動のことです。（人権教育を除く）

「人権教育・啓発」とは・・・

「人権教育」及び「人権啓発」のことを言います。

「人権擁護」とは・・・

人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の救済や実効的な予防、並びに人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための活動のことです。

「人権感覚」とは・・・

具体的な人権侵害問題に際して、「こんなことは人間として許すことができない」と怒りをもち、問題解決のために自分にできることは何かを考え、すぐにでも行動しようとする敏感な感性のことです。

4 基本的理念

この行動計画は、学校や職場、家庭や地域において、あらゆる機会を通して人権教育・啓発が行われ、人権尊重の理念が人々の思考や行動の価値基準として日常生活に根つき、人間関係と社会関係の基本となり、人権という普遍的文化を浸透させ定着させることを目的とします。

また、自分の人権の主張のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、その権利の行使に伴う義務や責任を自覚して人権を相互に尊重し合うことを基本とします。

行動計画策定に当たっては、人権問題をより広く、より深く考え、「人としての生き方の問題」として教育・啓発し、行動へとつなげていく取り組みを推進します。

(1) 「生き合う力」を育もう

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化が進む中で、偏見や差別につながる問題を解決することが困難になってきています。

人と人がまっすぐに向き合い、よりよく関わり合うことを通して、「生き合う力」を一人ひとりの努力によって育むことが大切です。

(2) 人権感覚を日常生活に根づかせよう

「自分は差別なんかしていない」と傍観する態度ではなく、世の中には差別されている事象があり、差別する行為があり、差別されている人がいるということを意識できることが、偏見や差別事象を、自分自身の問題として考える基礎になると思われれます。「自分は相手をどのように見ているのか」を自分自身に問い直し、日常生活の中で常に「差別をしない」ということが、知識ではなく感覚として身につけることが大切です。

(3) 「差別の土壌」となる意識や考え方を見直そう

私たちの社会には、人種、民族、社会的身分、性別、障がいの有無、国籍、言語、価値観など、属性や文化の違いを理由にして、不当な制約を加えるような状況が多く見られます。

不合理な慣習、風習などに対して、周りの多数者やその場の実力者に合わせ同調する傾向や、身内と身内外を二分して考える発想、家系や血筋を重視する考え方、「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担意識などです。このような「差別の土壌」となる意識や考え方を見直し、克服しようと努力することが大切です。

(4) 共生と協働の心の輪を広げよう

人は、それぞれ異なる生活文化をもち、それに応じ価値観も異なっています。また、民族や国籍をはじめ、生活環境の違うさまざまな人々が共に暮らしています。しかし、これらの違いを否定的に認識したり、逆に同質性に優位な価値を求めたり、その他の違いや序列を作り出して排除するような状況が見られます。

市民一人ひとりが、このような状況を見つめ直し、違いをありのまま受け入れ、他者（他の個性、集団、文化）との出会いを広げようと努力することが大切です。

5 行動計画の性格と推進期間

「ぎふ躍動プラン・21」における、将来都市像「安心して暮らせる都市」をめざし、すべての人が、差別のない社会環境を創りだすことに努めるとともに、市民が相互に、助け合い、支え合い、人権を尊重する地域共同体とその制度の充実を図ります。

この行動計画は、教育基本方針、第2次男女共同参画基本計画、地域福祉計画、高齢者福祉計画、第2次障害者計画、多文化共生推進等基本計画、特定事業主行動計画、第2次生涯学習基本計画、次世代育成支援対策行動計画等と整合性をもち、同時に、岐阜市民憲章や生涯学習都市宣言の理念に基づき、本市のさまざまな施策を人権尊重の視点に立って推進していくための基本となるべき計画です。

そのため、庁内の関係課においてあらゆる施策を「人権」の観点から見直し、それぞれの分野で、人権尊重に関する施策を横断的に進めます。

また、本行動計画の推進期間を、2010（H22）年度から2019（H31）年度までの10年間とします。（ただし、前期を2010～2014年度、後期を2015～2019年度の5か年間ずつに分け、前期が終了する時点で見直しを行います。）

なお、この期間の満了後においても、その実績と成果を踏まえ、国や県、関係機関及び市民とともに取り組みを継続します。

第2章 人権教育・啓発推進のための環境整備

1 共生と協働のネットワーク

(1) 生涯学習としての人権学習

複雑化・成熟化した社会にあって、人々は絶えず新たな知識・技術を習得していくことが必要であり、豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたって学習に取り組むことが求められています。人権学習が学習する個人の生きがいになるだけでなく、家庭や職場や地域において人権の課題を共に学び、協力し励ましあって問題解決に取り組んでいくことで、生涯学習として充実し発展していくことが期待されます。

(2) 市民との協働による人権尊重のまちづくり

学んだことを「地域づくり」に役立てることで、私たちは大きな充実感や生きがいをもつことができます。

市民と協働で、人権に関する学習会を企画したり開催したりすることを通して、人権課題の解決に向けて積極的なはたらきかけのできるまちづくりを進めます。

(3) 啓発・学習資料及び情報の提供

人権学習をより効果的に進めるためには、学校教育、社会教育、青少年教育、職場啓発等各分野ごとに資料や学習プログラムを促進することが必要となります。

各種研修資料・パンフレット・冊子・ビデオ（DVD）等ソフトの活用、ワークショップ等のグループ体験・参加型学習の紹介、また、人権教育推進指導員等の助言を通して、啓発・学習資料及び情報の提供に努めます。

(4) 指導者の養成

岐阜市においては、偏見・差別の解消をめざすために、すべての地域で、公民館を拠点に地域人権教育推進委員会を設置しています。地域人権教育推進委員長・指導員を中心に、市民が主体的に研修会・学習会を実施することで、指導者の資質の向上を図るとともに、ボランティア活動団体とも連携し、指導者層の養成に努めます。

(5) 「あったかハートルーム」の整備

人権啓発センター内にある「あったかハートルーム」では、人権啓発資料や書籍・パンフレットを作成・収集・展示し、来所者に対する学習相談のほか視聴覚器材、ビデオ（DVD）教材の貸出しを行っています。今後、人権ライブラリー機能を一層充実させ、国の人権教育啓発推進センターをはじめ、人権教育に関する機関や施設の最新情報の把握・収集に努め、市の広報紙やホームページ、ラジオ放送等を通して紹介をします。

また、人権侵害の発生や拡大を防止し、その救済のための措置を講ずるために、市民からの来所、電話、メール、文書等による相談、要望、質問、苦情などに対して、誠意をもって公正、適切かつ迅速に処理するように努めます。

(6) あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政姿勢の確立

すべての行政部局が、あらゆる行政施策を推進するにあたって、「人権尊重」を個人や組織の行動や価値判断の基本とします。

施策の推進にあたっては、インターネットなどによる広報・広聴やパブリックコメントにより市民のニーズを公平かつ的確に把握し、市民の市政への参加を促し、開かれた市政の推進に努めます。各人権政策課題について積極的な情報公開に努めるとともに、プライバシーの保護については、その対策のための措置を講じ、人権侵害の防止に努めます。

職員一人ひとりが、市民の負託を受けた公務員として、常に人権の尊重を視野に入れ公共の福祉に奉仕するという意識を持ち、公平・公正な判断、誠実な対応、明瞭な手順により職務を遂行します。

2 国、県、他市町村及び関係機関等との連携

人権教育・啓発を進めるには、国、県、他市町村及びさまざまな機関や市民が、それぞれの目的に向けて意思を統一し協力し合う必要があります。お互いに連携を密にして地域の実態の把握に努め、人権に配慮した住みよいまちづくりを進めます。

(1) 国・県・他市町村との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するため、啓発資料・啓発ビデオ(DVD)・指導者等それぞれが保有する人権関連情報を相互に提供し合うことで、国・県や他市町村との連携を強化するよう努めます。

(2) 外部関係団体・民間団体との連携

本行動計画の実効性を高めるには、民間団体等においても人権教育・啓発の取り組みが積極的に展開される必要があります。各種団体に人権教育・啓発の取り組みの充実を促すとともに、各種生涯学習施設等を人権教育・啓発の場として積極的に活用し、講師や教材についても適切な助言、紹介等の情報提供を行います。

また、人権関係のNPO(非営利組織)の果たす役割がより一層高まっています。啓発資料の相互の提供や情報の交流を行うなど、効果的な人権教育・啓発が推進できるよう努めます。

3 人権教育・啓発のための庁内推進体制

(1)「岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部」の設置

「第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画」に係る施策について総合的かつ効果的に推進するため、「推進本部」を設置します。

ア 推進本部の役割

- ①岐阜市人権教育・啓発行動計画を策定すること。
- ②行動計画に基づく人権教育・啓発の推進に関すること。

イ 組織の概要

- ①市長を本部長に、副市長を副本部長に充てる。
- ②本部員は、部長級職員を充てる。
- ③所掌事務の調査検討をするため、庁内政策課長で組織する幹事会を置く。
- ④幹事会に作業部会を設置し、具体的事項の検討をする。
- ⑤作業部会は、岐阜市の人権教育・啓発行動計画を横断的・効果的に実施していくために、ワーキングメンバーとして庁内での連絡調整及び情報を提供する。
- ⑥作業部会担当者は人権教育・啓発推進協議会に出席して、各界市民の意見を聞きながら情報提供及び意見交換を行う。

(2)「人権に関する市民意識調査」の実施と活用

人権問題に関する意識調査を定期的（5年ごと）に実施することで、市民の意識の変化を把握することにより、人権教育・啓発行動計画策定のための基礎資料とします。

また、今後の人権教育・啓発について検討する資料としても活用します。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

すべての人間は、一人ひとりがかげがえのない存在であり、その人権は、等しく尊重されなければなりません。しかし、今日なお、社会の中には、人の「生まれ・生き立ち」などにかかわる偏見や差別が根強くあり、基本的人権が完全に保障されているとは言えません。このような状況を克服するために人権教育・啓発の積極的な推進を図ることは行政の責務であると同時に、生涯学習の重要な課題として、人権を尊重するまちづくりを進める必要があります。

人と人との心のふれあいを大切にしよう住みよいまちづくりをめざし、国際化時代に生きるにふさわしい人権感覚の普及・高揚を図るため、さまざまな場を通して人権教育・啓発の計画的・効果的な推進に努めます。

1 学校教育における人権教育の推進

(1) 幼稚園・保育所における人権教育の推進

豊かな体験活動や他の人とのかかわりを通して、幼児一人ひとりのよさを伸ばし、互いに尊重する心を育てる教育を進めます。そのため、関係職員の人権感覚を高める研修の充実に努めます。

(2) いじめや偏見・差別の解消をめざす取り組みの推進

いじめや偏見・差別は、心を傷つけ、人権を侵害する行為です。全教育活動を通して、子どもたち一人ひとりの自己有用感や所属感を高めることを通して、日常生活に見られるいじめや偏見・差別をなくし、人権感覚をはぐくみながら、望ましい人間関係づくりをめざします。

(3) 学校における人権教育の工夫と充実

教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の中で、人権をテーマとした取り組みを位置付けるなど、それぞれの学校において学習内容と活動方法について工夫しながら、計画的で創造的な実践に努めます。

(4) 家庭・地域と連携した「学校人権教育」の推進

学校におけるさまざまな人権問題についての学習は、家庭や地域の理解と協力によって子どもの心により確かに定着していくものです。地域の人たちの体験談を学習に取り入れたり、ブロック別の授業研究会に地域からの参加や意見を求めたりするなど、効果的な人権教育の推進を図ります。

(5) 学習資料（文章資料・視聴覚資料）の効果的活用

さまざまな人権課題に関するリーフレットや啓発ビデオ、小中学生からの募集作品（作文・詩・標語・ポスター）を人権学習資料とし、積極的な活用を図ります。

2 社会教育・青少年教育における人権教育の推進

(1) 地域住民主体の人権学習

公民館等を拠点として、さまざまな人権の課題について主体的に学習する機会を各地域でもつことによって、他人ごと意識を克服し、共に生き支え合う精神を高め人権を尊重する地域づくりを進めます。

(2) 「心のふれあいと人権尊重のつどい」の企画・実施

地域における相互の信頼関係を深め、人権を尊重する地域づくりのために、望ましい人間関係の在り方について考え合う場として、「心のふれあいと人権尊重のつどい」を各地域ごとに企画し、実施します。

(3) さまざまな人権問題における地域指導者の養成

人権学習講座や心の輪講座などの開催により、各地域・各種団体指導者の人権問題に対する理解を深め、それぞれの地域において主体的に行動しようとする人材の養成を図ります。

(4) 家庭における教育力を高めるための家庭教育学級の充実

家庭における信頼関係を築き、青少年の心と人権が大切にされるよう、家庭教育学級における学習を充実させることにより、家庭の教育力を高めます。

(5) 心の絆を深め合うための家庭づくりの推進

「教育の原点は家庭である」という認識に立ち、家族のコミュニケーションを通して家族の絆を深め、社会性や人を思いやる心を育て、心豊かな明るい家庭づくりの取り組みを推進します。

(6) 青少年団体指導者の学習活動の推進

青少年団体指導者の人権感覚を高めるために、青少年関係施設等においてさまざまな人権問題に関する学習会を積極的に開催します。

(7) 子どもの自立の支援

いじめ問題や不登校状況で悩んでいる児童生徒からの相談に応じる機関を開設し、適切な対応に努めながら一人ひとりの自立を支援し、子どもの人権を尊重する取り組みを推進します。

(8) 関係機関相互の連携

いじめや人権侵害が深刻な事態に発展しないよう、関係機関をはじめ学校・家庭・地域相互の連携を図り、その早期発見・早期解決に努めます。

3 企業における人権啓発の推進

企業と企業に働く人は、共に地域社会の一員として、地域の文化や社会生活の向上に大きな影響力をもっています。企業内において積極的に人権啓発活動を推進し、企業とそこに働く一人ひとりが共に支え合い、人権が尊重される職場づくりと、住みよい社会づくりに努めていくことが大切です。

(1) 企業の事業主や人権関係担当者の人権感覚の高揚

企業において、人権問題の学習や研修を積極的・継続的に取り入れるために、各企業の経営者や人事関係担当者に対して、公正な採用選考の意義や人権感覚を高めるための学習講座の開催、啓発資料の配布、人権啓発ビデオの貸出し、出前講座の講師派遣に努めます。

(2) 「えせ同和行為」防止のための啓発活動の推進

企業に対して「高額な書籍を売りつける」といった「えせ同和行為」を排除するために、えせ同和行為防止グッズやリーフレットを企業に配布し啓発に努めます。

4 その他あらゆる場における人権啓発の推進

(1) 人権啓発事業の創意工夫

市民一人ひとりの人権尊重意識の向上をめざし、創意工夫のある人権啓発事業、イベントを企画し開催します。

(2) 人権啓発に関する資料、ポスター、パンフレットの作成及び活用

(3) 人権侵害等の発生の予防及び市民の人権に関する相談の受付

人権擁護委員、法務局やその他関係機関と連携して人権擁護及び人権啓発活動を推進するとともに、その案内・サポート体制の充実に努めます。

(4) マスメディアや情報機器を活用した人権啓発活動

市民に対して、インターネットホームページ、広報紙、ラジオの放送等により、人権啓発の推進に向けての広報活動に努めます。

(5) 人権擁護委員、保護司をはじめとする指導者との連携・協力による人権啓発活動の推進

(6) 人権に関するNPO及びボランティア団体との連携・協力による人権啓発活動の推進

第4章 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する 研修

1 教職員

お互いを尊重し合う取り組みが展開されつつある今日、一人ひとりの子どもの命と心を最優先する教育がますます重要です。こうした中、あらゆる差別や人権の問題の解決に向けて、まず教職員自らが人権感覚を身につけることが大切です。そのために、以下のとおり、教職員の人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。

- (1) 一人ひとりの教職員が、さまざまな人権問題に対する正しい認識を深め、指導者としての資質向上に努めます。
- (2) 校内における授業研究会や研修会等で、人権教育を推進する上で教職員の指導力を高めるための相互研修に努めます。
- (3) 校外における各種の人権研修会へ積極的に参加し、幅広い視点から人権教育の充実に努めます。

2 保健・医療関係者

保健・医療従事者は、基本的人権の擁護のもとに市民の健康と生命をさまざまな疾病や健康を害するものから守り、さらには、それらの予防と治療を十分に行い、その業務に当たっては、患者や患者家族または、要介護者や介護者の立場に立った行動が求められます。

感染者や患者に対して接するときなどには、感染者や患者の人間としての尊厳を十分に理解し配慮した対応ができるように心がけます。また、必要に応じて、職場研修などで人権感覚の高揚に努めるとともに、あらゆる保健・医療関係者、その他関係機関とも連携しながら取り組みを進めます。

3 福祉関係者

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者相談支援事業に携わる職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパーやその他社会福祉関係事業の従事者は、高齢者や障がい者をはじめさまざまな人々の生活相談や身体介護などに直接携わっています。そのため、人間の尊厳と個人の身上に関する秘密を守るなど、人権感覚に立脚した判断力と行動力が強く求められます。

こうした認識に立ち、人間としての尊厳確保や児童・高齢者等への虐待の対応など、現代の重大な課題についての内容を組み入れた研修を実施し、人権感覚の高揚に努めます。

また、社会福祉法人や福祉関係企業においても、人権感覚の高揚を図るため、各職場において人権研修が実施されるようはたらきかけます。

保育所（園）の保育士を対象とする研修のカリキュラムに、「児童の権利に関する条約」及び「岐阜市子どもの権利に関する条例」の学習や、児童虐待への対応などを取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。

さらに、児童に関する各種の相談機関及び地域で活動している民生委員・児童委員（特に主任児童委員）の研修内容に児童虐待への対応を組み入れ、子どもの人権の重要性を認識するように努めていますが、今後も研修をさらに充実します。

4 団体指導者及び社会教育関係職員

社会教育施設等を拠点として、人権に関する学習や、情報の提供を積極的に行うとともに、地域の団体、社会教育関係団体が行う人権教育研修会への助言、講師の紹介及び学習教材・資料の提供を行います。

地域の人権学習を効果的に進めていくためには、系統的に学習を企画・開催する指導者の必要性が求められます。

自治会長・PTA・女性の会・青年団体・子ども会育成会・スポーツ少年団等の指導者及び公民館長・主事等の社会教育施設職員の養成に努め、さらには、これらの指導者が、人権教育の取り組みを自主的に実施することにより、人権文化の息づく住みよいまちづくりをめざします。

5 消防職員

消防活動は、生命財産を守る直接的活動であるため、緊急避難時に人権を侵害する恐れがないとは言えません。特に消防法第3条や第5条の3等に規定する予防行政における措置命令や同第29条に規定するいわゆる「破壊消防」を行う場合には、法の趣旨を踏まえた適正な執行が望まれます。消防職員は、個々の活動において人権に対する配慮が必要であり、その認識があって初めて生命財産を守る消防活動の正当性が担保されます。

そのために、消防職員一人ひとりが人権尊重の立場に立った消防活動を行うために、人権問題に関する研修を実施したり、日々の朝礼等において継続的に人権啓発を実施します。

6 市職員

公務員として一人ひとりが、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を常に自覚し、人権に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自己の人権感覚の高揚に

努めることが必要です。そのため、岐阜市では、新規採用職員研修をはじめ特別研修で人権についての研修を実施しています。

また、職場研修において、人権問題及び公務員倫理に関する研修をそれぞれ年間に1回以上実施することを義務化しています。それにともなって、人権啓発ビデオや資料、研修機材等を整備し、出前講座の活用を呼びかけるなど、人権に関する研修の充実を図っています。

さらに、職員は、常に守秘義務を重んじ、プライバシーの保護等、市民一人ひとりの人権に配慮した応接を心がけます。

7 指定管理者職員

指定管理者（していかりしゃ）とは、地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことで、所属する職員は、公共施設職員としての自覚や専門性及び人権感覚が求められています。

そのため、人権啓発センター職員による出前講座や人権啓発資料の配付を行っていますが、今後も人権についての研修の実施の充実に努めます。

8 マスメディア関係者

情報化の進展とともに、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌関連のマスメディアが、人々の価値判断や意識形成に非常に大きな影響力を及ぼしているだけでなく、過激な取材活動や報道が問題視される場合があります。また、インターネットの急激な普及により、他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現等の書き込みも多発しています。このため、人権に配慮した取材活動、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題等のさまざまな人権に関する問題をテーマとした記事の掲載や番組の放映を推進するとともに、インターネット掲示板に差別的な書き込みが見つかった場合においては、削除するなどの対応を要請します。